# 「歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例(案)」の意見募集結果について

「歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例(案)」に関する意見募集手続きは、令和5年8月1日から同月14日までの期間で行いました。その際、7名より計13件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

## 1 意見募集手続の概要

(1)意見募集期間令和5年8月1日から同月14日までの間

#### (2)周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和5年8月1日号の「広報えどがわ」に掲載 福祉部福祉推進課窓口に閲覧用の印刷物を設置

## (3)意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送

### (4)提出先

福祉部福祉推進課計画係

#### 2 意見募集の結果

	頂いたご意見	区の考え方
1	高齢者の定義を「おおむね 60 歳以上の	高齢者の年齢の定義には様々な解釈が
	区民」としているが、国連の定義や定年退	あると認識しています。本条例において
	職、年金の受給開始年齢をみても 65 歳以	は、本区の高齢者施策が 60 歳以上を対象
	上とするのが一般的ではないか。	としたものが多いことや区民の方々の感
		覚、これまでの区の事業との整合性に鑑
		み、おおむね 60 歳以上を高齢者の定義と
		しました。
2	第3条第2項2号に「検診」の記載があ	ご意見ありがとうございます。
	るが、高齢者の健康状態を調べる「健診」	高齢者の健康保持増進という観点から
	も加えてはどうか。	重要なことと思いますので、追記します。

3	文章全体が高齢者やケアラーを中心に	地域の高齢者を支えていく上で、事業
	記載されており、それらの方の声を聴き	者の存在は重要であると認識していま
	施策に反映するとされている。これ自体	す。本条例において、事業者は支援を必要
	は重要な視点である一方で、人口が減少	とする高齢者を適切な支援機関につな
	する将来を見据えると、今後も変わらず	ぎ、区の高齢者施策に協力するよう努め
	高齢者が事業者からの支援が受けられる	るとしており、まさに区や区民と協働し
	とは限らない。そうすると、生活基盤(イ	て高齢者の地域での生活を支えるパート
	ンフラ )を整え、安定して高齢者の支援を	ナーと考えています。
	継続していくためには、関係する地域の	
	事業者の存在も重要なのではないか。	
4	すばらしいと思います。	ご賛同いただきありがとうございま
	, 10 = 0.1 = 1 <u>0</u> .1 0.1 0	す。
5	前文の4段落目「・・希望と生きがいに	1点目については、「希望と生きがい」
	満ち、住み慣れた場所で・・」は「・・希	に「役割を持って」という趣旨も含まれて
	望と生きがいに満ち、役割を持って、住み	いると考えています。
	  慣れた場所で・・」としてはどうか。	2 点目については、認知症を発症した
	また、第3条第2項3号「希望を持って	方の社会とのつながり・社会生活の継続
	   日常生活を送ることができる」を「希望を	といった視点を加える必要性に鑑み、追
	持って日常生活及び社会生活を送ること	記します。
	ができる」としてはどうか。	
6	「誰一人取り残されることなく」が3	本区は、様々な属性や立場・考えが異な
	か所記載されているが、「取り残される」	る方々が互いを理解し、尊重しながら助
	の言葉のイメージが心理的に強すぎるよ	け合い暮らしていくまち( 共生社会 )の実
	うに感じる。	現を目指しています。年齢や性別、生まれ
		持った特性などで生きづらさを抱える方
		も取り残さず、ともに地域をつくる一員
		と捉えていることを明らかにするため、
		「誰一人取り残されることなく」と表現
		しています。
7	第2条の定義について、1号の高齢者	本条例の支援対象は高齢者であり、全
	に「区民等」を使用している一方、それよ	区民ではないことから、定義の最上部に
	りも後の5号で「区民等」の定義を行って	は「区民等」ではなく「高齢者」を記載し
	いる。	ています。
8	第2条6号に規定する事業者個人は、	個人事業主として事業を展開していく
	どのように役割を果たすのか。	中で、支援を必要とする高齢者への見守
		り等や区の高齢者施策への協力などを賜
		りたいと考えています。

9	子どものいない高齢者世帯が地域との	本条例は、高齢者施策の基本的な考え
	かかわりを保ち続けられるよう、以下の	方を規定するものであり、具体的な施策
	施策に取り組んでほしい。	の実施についてはアクションプランや個
	行政から、高齢者世帯が近隣と連携を	別実施計画において規定する予定です。
	とれるよう防災訓練を計画してほし	
	l 1.	
	区内の公立小中学校の同窓会を定期的	
	に開催し、地域の同窓生をつなぐ支援	
	をしてほしい。	
10	高齢者にとって、ごみ出しが負担とな	本条例は、高齢者施策の基本的な考え
	るため、資源ごみのかごの管理に対する	方を規定するものであり、具体的な施策
	支援や、集合住宅・戸建て住宅双方が便利	の実施についてはアクションプランや個
	になるようごみ置き場の工夫をしてほし	別実施計画において規定する予定です。
	ll <sub>o</sub>	
11	第7条の推進施策に、契約関係のみで	本条例は、高齢者施策の基本的な考え
	は解決のできない問題(虐待には当たら	方を規定するものであり、具体的な施策
	ないが身寄りがなく支援を拒否する方へ	の実施についてはアクションプランや個
	の措置など区による介入)への対応を検	別実施計画において規定する予定です。
	討してほしい。	
12	区民が歳を重ねても、障害があっても	本条例は、高齢者施策の基本的な考え
	安心して地域で暮らしていくためには、	方を規定するものであり、具体的な施策
	医療と介護、自宅と施設が一体となった	の実施についてはアクションプランや個
	支援が必要となる。どのような場面にお	別実施計画において規定する予定です。
	いても、適切な支援が区民の希望通り受	
	けられるよう、A C P( アドバンスケアプ	
	ランニング)の重要性にも触れてほしい。	
13	基本理念に個人の尊厳を尊重する旨が	生活保護に関する事務において不適切
	掲げられているが、生活保護に関する事	な事案があり、現在区内部で事故が発生
	務において、保護を受給する 60 歳以上の	した原因や予防策を検討しているところ
	区民に対し、条例の理念と相容れない事	です。しかし、高齢の区民に対して大切に
	案が発生している。区内部で検証がされ	すべき考え方を再認識するためにも、本
	ている現段階において、このような条例	条例の制定は必要なことと考えていま   **
	を制定することには違和感がある。明られたなっている恵宝は名別の関係性、乾	す。
	かとなっている事実と条例の関係性・整	
	合性を区民に示すべきではないか。	